

令和3年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第4日（令和3年9月16日）

議事日程（第4号）	89
日程第1 重大事件等調査特別委員会からの報告について	91
日程第2 議案第46号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）	94
日程第3 議案第47号 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）	94

令和3年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年9月16日

午前10時開議

日程第1 重大事件等調査特別委員会からの報告について

日程第2 議案第46号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)

日程第3 議案第47号 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	森山 高広	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君
教育	長	奥村 博巳 君
都市整備政策監		星野 欽也 君
総務担当理事		奥谷 明 君

健康福祉担当理事	黒川剛君
建設事業担当理事	垣内清文君
教育次長	野田泰生君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	村山和弘君
税住民課長	廣島照美君
健康対策課長	立原信子君
子育て支援課長	岩井直子君
建設環境課長	谷出智君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	清水清君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
学校教育課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎重大事件等調査特別委員会からの報告について

○議長（谷口 整） 日程第1、重大事件等調査特別委員会からの報告についてを議題といたします。

本件について、重大事件等調査特別委員会委員長の報告を求めます。重大事件等調査特別委員会、浅田晃弘委員長。

○重大事件等調査特別委員会委員長（浅田晃弘） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、重大事件等調査特別委員会の目的であります、職員の逮捕による重大事件の事実確認及び再発防止に向けた対応策の検討並びに住民の信頼回復に努めることについて、調査・検証等を行った結果を報告いたします。

2つの分科会にて調査・検証した内容を、本特別委員会において審査し、まとめ小委員会において文書として取りまとめた報告書については、議員各位には配付させていただいております。

報告書表紙の次が目次となっております。目次を見ていただきますと、調査・検証等を行った項目について、第1章、第2章に分けて記載しております。また、重大事件等調査特別委員会設置についての決議、官製談合事件の検証と再発防止を求める決議、重大事件等調査特別委員会の開催状況、重大事件に係るアンケート調査結果を参考資料として添付しております。

2ページ目となります「はじめに」をご覧ください。

令和2年12月8日に本町の元理事が、平成29年5月19日実施の町立保育所一時保育施設等建設工事一般競争入札に係る官製談合防止法違反容疑で逮捕された。

この事態を重く捉え、本町議会は同年12月9日に議会運営委員会を急遽開催し、「重大事件等調査特別委員会設置についての決議（案）」を審査し、その後全員協議会に諮った結果、全議員賛成で本会議に提出することと決定した。

特別委員会設置決議を可決後、重大事件等調査特別委員会（以下、特別委員会）を開催し、「官製談合事件の検証と再発防止を求める決議（案）」について審査を行い、本会議において同決議案を提出し、全会一致で可決した。

その後、元理事は同年12月19日に加重収賄罪の容疑で再逮捕された。

特別委員会は、官製談合事件の事実確認及び再発防止に向けた対応策の検討並びに住民の信頼回復に努めるため複数回開催し、再発防止に向けた討議を行った。さらに、「入札制度の現状と検証について」、「監視機能体制の強化について」を目的とした2つの分科会を設置し、職員に対するアンケート実施等、分科会ごとに自由討議等により議論を重ねた。

2つの分科会でまとめた検証結果等をまとめ小委員会において調整し、特別委員会で最終的な議論を経て本報告書としてまとめた。

これが「はじめに」の内容であります。

次ページの2ページ目から5ページまでが、第1章入札制度の現状と検証について、調査・検証した内容を記述しております。

まず、2ページに記載しております1 電子入札については、現状では、設計金額が1,000万円以上の一般競争入札において実施している。また、指名競争入札では、舗装工事については電子入札であるものの、金額の大きい工事の受注を希望しない業者については、消極的であるなどのことであったが、まとめとして、入札は原則電子入札とし、導入について早急に進めるべきであるという結論に達しました。

次に、2 入札参加事業者の選定については、まとめとして、町内事業者の育成に考慮しつつも入札参加事業者を増やすべきであり、そのためには指名競争入札の参加資格等の基準見直しが必要であるとしています。

3ページには、3 予定価格の公表についてを記載しています。

いろいろな意見があったものの、官製談合防止の観点から工事費の予定価格は事前公表すべきであるが、入札価格の高止まり等が見られた場合の対応を整えること、全ての関係者がコンプライアンスを厳守するなどの意識改革の徹底を行うこととしてまとめるに至りました。

4ページの4 設計書の取り扱いについては、まとめとして、設計図書等の取り扱いの厳格化と決裁回議の厳密化を図ることを求めています。

5ページの5 入札制度の総括については、職員と事業者のコンプライアンスの徹底、意識改革を早急に取り組むこと、町独自のセキュリティーポリシーの作成や研修計画を確立すること、管理職をはじめ全ての職員へのコンプライアンス知識の習得、情報管理など、資質向上に向けた研修を継続して行うことと総括したものであります。

6ページ目からは、第2章監視機能体制の強化について記載しているものです。

まず、1 コンプライアンス（法令遵守）の徹底については、まとめとして、職員に対して講習会等で法令遵守の徹底を図る取り組みを推進することを求めています。

次の2 公益通報制度の整備については、公益通報制度の趣旨を職員に理解させ、同時に上司や同僚に相談できる組織風土の醸成を図ることをまとめとして記載しております。

7ページの3 外部通報制度の検討では、まとめとして、入札等において住民・事業者からの外部通報制度を検討することとしています。

次に、4 不正に断固として立ち向かう組織風土の形成では、コンプライアンスの徹底及び公益通報制度の機能が十分に働くように理事者・幹部職員を先頭に職員全体の意識改革を行う必要があることなどから、職員全体の意識、コンプライアンスを厳守するまちづくりを推進することとまとめています。

次に、その他については、組織や体制に関する意見として、主に「権限の一極集中を避けるためにガバナンスの構築が必要である」「専門部署の設置の検討を行うべきである」「職員全員の個性を活かせる風通しのよい職場づくりが必要である」などの意見がありました。

また、8ページの特命担当に関する意見については、「特定の個人の能力に依存し過ぎることは問題である」「特命担当は組織的に不明瞭であることから、任命するのであれば職務としての位置づけを明確にすべきである」などの意見がありました。

次ページの「おわりに」については、読み上げさせていただきます。

おわりに。

議会特別委員会の意見。

住民の行政に対する信頼を揺るがした本重大事件は、本件を含め過去においても、複数の案件で、一部の町内事業者の間で継続的に談合が行われていたとする重大事件等調査委員会（第三者委員会）の報告にもあるように、元理事に用地買収や工事についての調整・交渉等の役割を長年にわたり依存していたことや、組織的に不明瞭な位置づけにもかかわらず開発等の特命担当を命じていたことなどが、官製談合が継続的に行われていた原因であったと考える。

今般、本町元理事が逮捕・起訴された重大事件に関し、その後有罪判決が確定したことを踏まえ、職員を任命し管理監督する立場である特別職としての責任を重く受け止め、給料の一部を減額する自戒措置を提案されたことは評価するが、町内事業者から入札に対しての告発があったにもかかわらず徹底した調査を実施できなかった組織上の問題、

また公正取引委員会への通報を怠ったことなど、結果として事件になったことは、その時の判断が間違っていたと言わざるを得ない。

二元代表制の一翼を担い、町政を監視する立場の宇治田原町議会としても事件の重大性を鑑み、町政の監視機能の強化と再発防止策の検討を行う特別委員会において、議会としての報告書をまとめるに至った。

町長に対し、この報告書を真摯に受け止め、今後このような不祥事が二度と繰り返されることのないよう、職員のコンプライアンス遵守、公益通報制度の周知、外部通報制度の検討、また入札制度の改革・監視機能の徹底など、万全の措置を講じることを求め、町政に対する住民の信頼を回復するために全力を尽くすことを強く望むものである。

以上、報告書の内容をかなり要約しましたが、重大事件等調査特別委員会の報告といたします。

○議長（谷口 整） お諮りをいたします。本件はお手元に配付をいたしました報告書のとおり決定するとともに、町長に対し報告書を提出することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本特別委員会における報告書につきましては、本日付けで町長へ提出することといたします。

◎議案第46号及び議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第2及び日程第3、議案第46号及び議案第47号の2議案を一括議題といたします。

2議案につきましては、9月6日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、馬場哉委員長。

○予算特別委員会委員長（馬場 哉） それでは、予算特別委員会に付託されました2議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

はじめに、議案第46号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、がんばるまちの事業者支援事業費について、給付金対象者に業種の限定はあるのか、昨年度はセーフティーネット4号という申請に面倒な条件もあったが、今年度はどうかとの質疑があり、業種の限定は行っていないが、京都府からの休業要請や営業時短要請を受けている事業者以外の月次支援金対象者及び25%以

上売り上げが減少している事業者としているとの答弁があったところです。

さらに、制度のPRや周知方法はとの質疑があり、周知は町ホームページやSNSをはじめ、チラシ等の紙媒体、商工会の会報等を通じてしっかりと情報が届くようにと考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第47号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました2議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第46号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第46号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第47号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第47号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りをいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。これにて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

次回は9月29日午前10時より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願いをいたします。

散 会 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 藤 本 英 樹